

重点対策の考え方について

特に早い時期での具体化や事業の推進が期待される重点対策について、その具体的な考え方を整理する。

＜施策＞

- ①住宅・建築物レベルでの高度な省エネルギー・再生可能エネルギー利用などエネルギー対策の推進
- ②大規模・集中的な再生可能エネルギー利用の推進
- ③防災拠点などにおける自立・分散型のエネルギー対策の推進(災害時自立機能の強化)
- ④燃料電池やガスエンジン・ガスタービンなどの天然ガスコージェネレーションの利用推進
- ⑤水素エネルギーの利用推進

重点1 民間施設への再生可能エネルギー等の普及促進

(1) 太陽光発電設備の共同利用事業や屋根貸し制度などの検討

- ✓ 太陽光発電の共同利用事業具体化に向けた支援や、民間施設の屋根貸出登録・仲介制度等のあり方について、検討を進める。

(2) 太陽光発電設備の導入環境整備 → 【重点5】参照

- ✓ 太陽光発電設備の施工基準やガイドラインに則ったシステム設置費用に対する経済的支援策について検討する。

(3) 自主的な防災対策の導入に対する支援制度の検討

- ✓ 建築主やデベロッパーなどが、自主的に防災対策（住宅・ビル・地域などへの自立型エネルギーの導入）を立案・実施する場合の支援策について検討する。

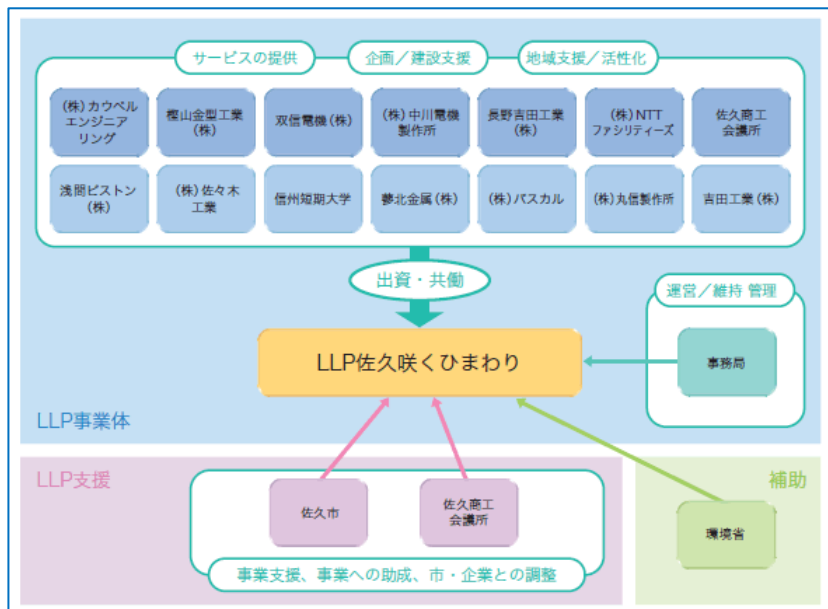
<参考事例>

○ 民間施設への太陽光発電設備導入促進策

《佐久市「有限責任事業組合(LLP)佐久咲くひまわり》

- ・ 14の企業、1つの大学、商工会議所で構成する、日本初の地域新エネルギーLLP。地元企業の屋根などを使い、1MWの太陽光発電設備を設置。
- ・ LLPは、太陽光発電部会、広報・環境教育部会、ものづくり部会に分かれ、それぞれ事業を実施。特に広報・環境教育部会は多くの事業を行っている。

環境省「メガソーラー共同利用モデル事業」



《佐久咲くひまわりの事業推進体制》

出典:NTTファシリティーズホームページより

《埼玉県「一般住宅の屋根貸出仲介事業」》

- ・ 埼玉県は、太陽光発電事業者向けに一般住宅の屋根貸しを仲介する制度を創設する計画。
- ・ 県内の市町村と協力して太陽光発電設備を設置できる住宅を登録し、まとめて企業に貸し出す仕組み。
- ・ 今年7月からの再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始をにらみ、県が仲介することで企業による太陽光パネルの設置を促す。

方向性Ⅰ 需給両面におけるエネルギー対策を推進する

<施策>

- ①住宅・建築物レベルでの高度な省エネルギー・再生可能エネルギー利用などエネルギー対策の推進
- ②大規模・集中的な再生可能エネルギー利用の推進
- ③防災拠点などにおける自立・分散型のエネルギー対策の推進(災害時自立機能の強化)
- ④燃料電池やガスエンジン・ガスタービンなどの天然ガスコージェネレーションの利用推進
- ⑤水素エネルギーの利用推進

重点2 都市計画制度や建築確認制度などとの連携による再生可能エネルギー等の導入促進

* 再生可能エネルギー等の導入促進のためには、「指導・規制」と「支援・誘導」の両面からの対策が必要。

(1) 指導・規制対策の検討

- ✓ 「新市街地」では、土地分譲や建物新築時における高度な省エネ・低炭素化を計画的に指導していく。
例えば、分譲条件としての省エネや低炭素対策の義務化や、計画書の届出の指導など。
- ✓ 「既成市街地」では、エネルギー密度が高く、特に省エネ・低炭素対策が必要と考えられる箇所を地域指定する。一定規模以上の住宅・建築物の新築や改修に合わせて、省エネ・低炭素対策を指導・義務化することなどを検討。

(2) 支援・誘導対策の検討

- ✓ 福岡市では、特に住宅や中小事業所向けの省エネ対策や再生可能エネルギー導入のための支援制度の充実・拡充が必要。
- ✓ また、市民や事業者へのきめ細かな情報発信を図る必要がある。

<参考事例>

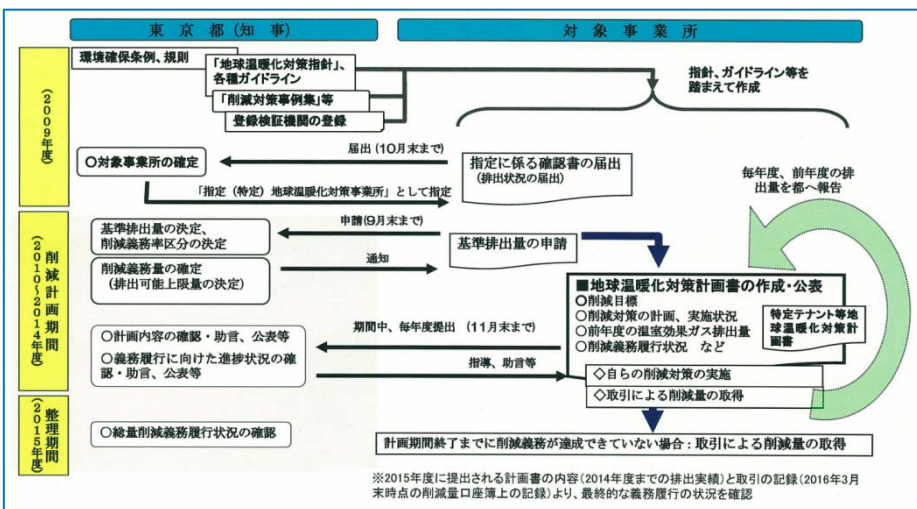
○ 規制制度

《東京都「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」》

- ・ 2010(平成22)年4月から、オフィス等も対象とする世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度を開始。

※キャップ・アンド・トレード制度…温室効果ガス削減義務の履行手段として、自ら削減するだけでなく、排出量の取引等により履行する方法も選べることとする制度。

- ・ エネルギー使用量が原油換算で1500kl以上の事業所を対象に、削減義務率[第一計画期間:2010～2014年度]を定めている(6%又は8%)。



《温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の概要》

出典:東京都ホームページより

《英国における低炭素都市づくりの施策》

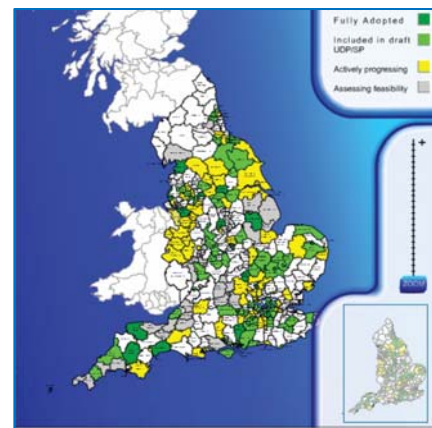
出典:千葉大学大学院 村木美貴准教授資料より作成

『メートンルール』(メートン:ロンドン郊外の自治体)

- ・ 非住宅の床面積1000㎡以上の新規開発全てについて、予想されるエネルギー量の10%は敷地内に導入する再生可能エネルギーで賄うことを義務付けるルール。
- ・ その後、クロイドンでは、住宅も含めて1000㎡以上の全ての新規開発、改装又は10戸以上の住宅開発に適用する内容に拡大。

『ロンドンの取組み』

- ・ ロンドンではさらに厳格化し、新規開発において再生可能エネルギーで賄うエネルギー量を20%に引き上げ。



完全採用
計画段階
積極的検討
実現可能性調査

《メートンルール導入自治体》

<参考事例>

○ 届出制度

《横浜市建築物環境配慮制度》

- ・ 新築、増築又は改築する延床面積2000㎡以上の建築物の建築主に対し、建築計画時に「CASBEE横浜」による自己評価(建築物の環境に与える負荷軽減のための対策状況)を行い、その結果を市に届け出ることを条例で義務づけている。
- ・ 横浜市は評価結果及び建築計画の概要をホームページ等で公表。
- ・ 平成24年4月からは、戸建住宅を含む2000㎡未満の建築物についても任意で届出ができるようになった。



《横浜市建築物環境配慮制度の概要》

出典:横浜市ホームページより

*福岡市も平成19年7月から「福岡市建築物環境配慮制度(CASBEE福岡)」を実施しているが、その内容は特定建築物(延床面積5000㎡以上)に対する自己評価の実施と届出の指導にとどまっている。

《東京都建築物環境計画書制度》

- ・ 延床面積5000m²を超える建築物を新築・増築する際に、環境配慮の取組みを示した届出を計画時・完了時に提出することを義務づけている。
- ・ 制度のねらいは、優れた環境配慮の取組を行った場合にはそのレベルを評価することなどにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成と、新たな環境技術の開発促進。
- ・ また、従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針に基づいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促そうとする点が特徴。
- ・ さらに、2010年(平成22年)1月からの制度強化で、再生可能エネルギー利用設備の導入検討が行われることにより、これまで導入事例の少なかったビルの排熱、河川熱等の利用可能(未利用)エネルギーの利用検討が進むことも期待。

計画書任意提出	計画書提出義務	
2,000㎡以上 特定建築物	5,000㎡超 大規模特定建築物	10,000㎡超 特別大規模特定建築物
計画書を提出した場合に限る		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー性能基準 ・ 省エネルギー性能目標値(特定開発事業のみ) ・ 省エネルギー性能評価書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー利用設備導入検討 ・ マンション環境性能表示 		
特定マンション(分譲及び賃貸)		

《制度の対象建築物》

出典:東京都ホームページより

<参考事例>

○ 支援・誘導制度

《東京都総合設計制度》

- ・ 敷地内に公開空地を設けることなどにより、市街地環境の整備改善に寄与する建築計画について、特定行政庁の許可により容積率や高さの制限を緩和する制度。
- ・ 東京都では、平成22年4月に制度改正を行い、容積率割増を図るための要素として、「再生可能エネルギーの利用やビル環境エネルギー管理システムの導入などの建築物の環境性能による評価方法も加えた。

《東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト》

- ・ 省エネルギー診断等に基づき、都内の中小規模事業所（エネルギー使用量原油換算で1500kl未満）で高効率な省エネルギー設備を導入する場合に、発生するCO2削減量をクレジット化する権利を都へ無償譲渡することを条件に、その費用について助成を行う事業。

《京都市「京都市版CO2取引制度」》

- ・ 「DO YOU KYOTO?クレジット」。中小企業や地域コミュニティの削減量を市が1万円／CO2トンで買取り、削減の進まない大企業に同額で売却する制度。
- ・ 買取対象を商店街や自治会などに広げた全国初の取り組み。



出典:京都市ホームページより

方向性Ⅰ 需給両面におけるエネルギー対策を推進する

<施策>

- ①住宅・建築物レベルでの高度な省エネルギー・再生可能エネルギー利用などエネルギー対策の推進
- ②大規模・集中的な再生可能エネルギー利用の推進
- ③防災拠点などにおける自立・分散型のエネルギー対策の推進(災害時自立機能の強化)
- ④燃料電池やガスエンジン・ガスタービンなどの天然ガスコージェネレーションの利用推進
- ⑤水素エネルギーの利用推進

重点3 市有施設への再生可能エネルギー等の導入促進

(1) 市有施設の屋根や未利用市有地を活用した太陽光発電設備の導入

- ✓ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の活用により、市有施設の屋根や未利用市有地への太陽光発電設備の導入を図る。
- ✓ 導入にあたっては、非常時に当該施設や周辺地域の自立型電源として有効利用できるように検討することが望ましい。

(2) 防災上、重要な市有施設への自律分散型エネルギーの導入

- ✓ 災害時などに防災上重要と考えられる公共施設（庁舎、病院、消防署、学校、上下水道施設、清掃工場など）への自律分散型エネルギー設備の導入計画を策定し、具体化を検討する。
- ✓ 導入設備として、太陽光発電(自立機能付き)、蓄電池、太陽熱利用(自立機能付き)、コージェネレーションシステム(自立機能付き)などを検討。

<参考事例>

○ 公共施設の屋根や未利用市有地への太陽光発電の導入促進策の具体化

《足利市「太陽光発電に係る公共施設の屋根の貸出し事業」》

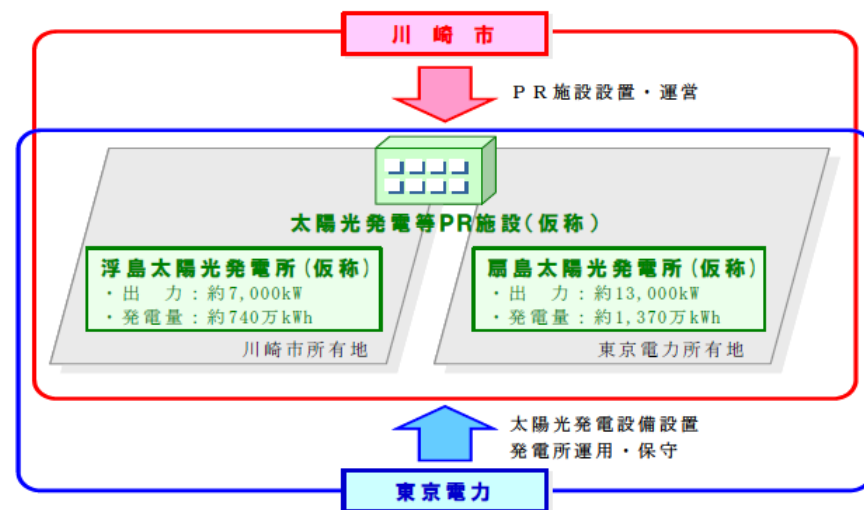
- ・ 太陽光発電事業を行う事業者に対し、災害、電力需給のひっ迫等による停電時に公共施設に電気を供給することを条件として、公共施設の屋根を有償で貸し出す。
- ・ 災害時等における公共施設機能の強化を図るとともに、平常時に太陽光発電事業の場を提供することで、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの発生抑制と地域経済の活性化を図る。

<対象施設(想定)>

小中学校の校舎及び体育館、保育所、公民館、市役所庁舎、文化施設、体育施設、その他の大型施設など

《川崎市「川崎メガソーラー事業」》

- ・ 川崎市と東京電力(株)との共同事業(2011年8月運転開始)。川崎市は市有地(浮島廃棄物埋立処分場)12.3haを東京電力(株)に18年間無償貸与するほか、PR施設の建設を分担。
- ・ 設置場所:浮島(川崎市所有)、扇島(東京電力所有)
- ・ 設置規模:浮島太陽光発電所 7MW
扇島太陽光発電所 13MW



《川崎市と東京電力の役割のイメージ図》

出典:川崎市ホームページより

<参考事例>

○ 主要な防災拠点施設への自立分散型エネルギーの導入

《埼玉県「防災体育館の整備推進」》

- ・ 埼玉県では、災害時に学校が地域の防災活動の拠点として重要な役割を果たすことから、高齢者や障害者が優先的に避難できる施設として、県立高校の合宿所、体育館等を緊急時に宿泊可能な防災拠点施設として位置づけ、平時は生徒が有効に活用しながら緊急時に備えるという基本的な考え方にに基づき、平成7年度から平成11年度にかけて防災拠点機能向上を図っている。
- ・ 具体的には広域的な防災活動拠点とするため、既存の合宿所・食堂、体育館等を緊急宿泊機能を備えた施設へ改築や改修をするとともに、太陽光発電、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置、グラウンド照明及びその他防災施設のトイレ・シャワー等の増設を合わせて行っている。

《防災拠点施設としての学校施設整備(概要)》

《拠点校の位置づけ》

県立高校155校のうち、38校を防災拠点校として整備

《対象施設》

災害時の一時収容施設としては、授業への影響が少ない、合宿所兼食堂、格技場、体育館の3施設を設定。
また、災害時の水確保のための施設として、プールも防災拠点施設として位置づけ。

《整備水準》

- 太陽光発電設備：30kW(平常時は商用電源と系統連系、停電時は商用電源と切り離して運転)
蓄電池：商用電源停止時に対象負荷に2晩程度電源を供給可能な容量
対象負荷：防災拠点施設(合宿所兼食堂・格技場・体育館)の照明
- 自家用発電設備：150kVA
- 耐震性貯水槽：40m³(2000人分の6.5日対応) など

方向性II 広域エネルギーインフラとの連携のもと、地域・コミュニティレベルでのエネルギー対策を推進する

<施策>

- ①新規面開発に合わせた各種エネルギー対策の集中導入
- ②既成市街地の機能更新に合わせた各種エネルギー対策の計画的な推進
- ③都市インフラを活用した排熱等の熱エネルギーの面的利用の推進
- ④再生可能エネルギー利用等によるスマート域内交通システムの推進
- ⑤地域・コミュニティレベルでのエネルギーマネジメントの推進

重点4 スマートコミュニティの形成

(1) アイランドシティ・スマートコミュニティ創造事業の推進

- ✓ アイランドシティのまちづくりに合わせて先導的な省エネ対策や再生可能エネルギーの導入を総合的・計画的に実施。
- ✓ グリーンアジア国際戦略総合特区を活用し、規制緩和や税制措置、財政支援などを受けて、様々な取組みを行うことが可能。

《先行して実施している取組》

《「CO2ゼロ街区」の整備》

太陽電池、燃料電池、蓄電池、HEMS等を集中導入し、街区全体でCO2排出量を理論上ゼロにする。

《スマートハウス常設展示場》

太陽光発電、風レンズ風車、V2H、EV車、蓄電池、燃料電池、太陽熱、HEMSなどを導入した次世代住宅を常設展示。

《再生可能エネルギーの導入》

計画中的新青果市場の屋根を活用したメガソーラーの導入検討。

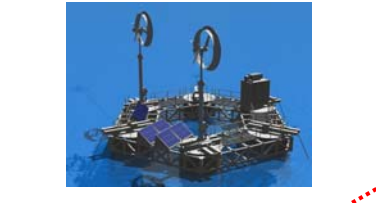
「グリーンアジア国際戦略総合特区」 福岡市アイランドシティ・スマートコミュニティ創造事業概要(H23～H27年度)

■新たな再生可能エネルギーの導入

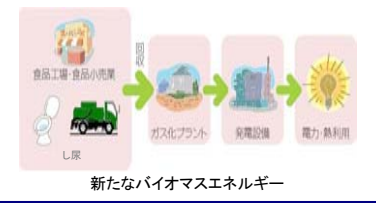
地区内のエネルギーの地産地消を進めるため、メガソーラーや風力発電等の再生可能エネルギーを大量に導入する。



新青果市場(平成27年度開場予定)の屋根を利用したメガソーラー設置の検討



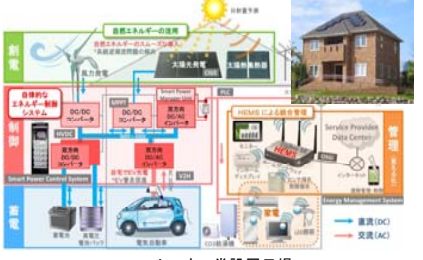
海上浮体式風力発電(エネルギーファーム)



■最新エネルギーマネジメントシステム(BEMS, HEMS等)の大量導入

「エネルギーを創り、蓄え、賢く使う」スマートハウスの常設展示場を平成24年4月オープンする。
各住宅や事業所(病院)等において、エネルギー利用を最適に制御するBEMSやHEMSを導入するとともに、スマートメーターを地区内に大量導入する。

- 導入内容
 - ・CO2ゼロ街区まちびらき
 - ・事業所等にBEMS導入
 - ・マンション等にHEMS導入
 - ・スマートメーター大量導入



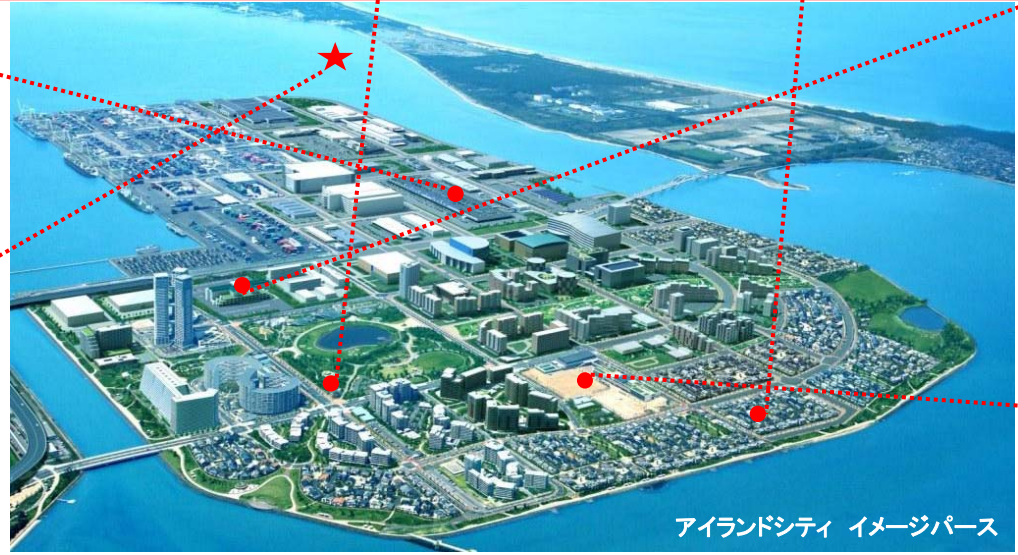
スマートハウス常設展示場(平成24年4月オープン)



CO2ゼロ街区(平成24年10月まちびらき)



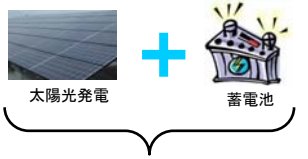
新病院(こども病院)イメージ図(平成26年度開院予定)



アイランドシティ イメージパース

■エネルギーセキュリティの導入

学校に太陽光発電設備を備える蓄電システムを設置し、災害時等の停電時に電力を利用できる環境を整備する。(平成24年度中実施)



照葉小中学校

■次世代交通システムの導入

バスや超小型モビリティ、乗用車等の車両の電動化を進めるとともに、V2H(Vehicle to Home)の導入や情報通信を活用したEVカーシェアリングを実施する。このことにより、地区内のCO2排出量を削減できるとともに、V2HやEVカーシェアリングにより市民が次世代自動車の良さをより身近に感じることができるようになる。

V2H
(平成24年度中実証実験開始)

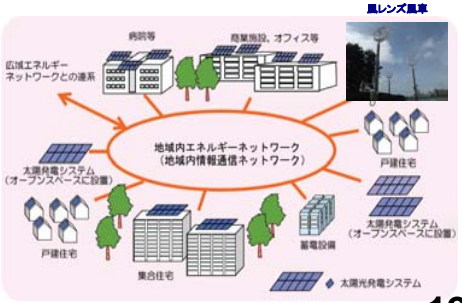
情報通信を活用したEVカーシェアリング
(平成24年度中実証実験開始)

電動バス

超小型モビリティ

■コミュニティ全体のエネルギーマネジメント(将来イメージ)

各住宅や事業所を電力線や情報線でつなぐエネルギーネットワークや、地区内のエネルギーマネジメントを行うセンターを整備。地区内に大規模な蓄電池を設置し、電力を平準化するとともに、自然エネルギー活用の拡大を図る。
また、蓄電池は、災害時等の停電対策にも活用する。



方向性Ⅲ 産官学そして市民が参加し恩恵を享受する

<施策>

- ①市民の意識を高めるための効率的なエネルギー利用や、見える化・情報発信等の推進
- ②市民や企業が自発的に参加しやすいしくみづくり
- ③再生可能エネルギーなどを市民が安心して利用できる環境づくり

重点5 再生可能エネルギーを市民が安心して利用できる環境づくり

(1) 太陽光発電の施工に関するガイドラインの策定

- ✓ 国や関係団体(JPEA太陽光発電協会など)などの情報を参考に、設置の技術指針や施工上のトラブル処理に関するガイドラインの策定、信頼できる業者情報の提供などを実施。
- ✓ また、関連企業と連携しながら、設置技術者の養成など、導入環境整備についても検討する。

(2) 市民が安心して利用できるための情報発信

- ✓ 太陽光発電などの経年的な劣化に関する情報提供をメーカーと共同で実施。

(3) 環境・エネルギーに関する取組事例の情報発信

- ✓ 市内での導入事例を選定・表彰。事例マップを作成し、市民や来訪者に広くPRしてはどうか。例えば、環境エネルギー取組百選(事例マップ+概要紹介)などを作成し、エネルギーの取組みを市民に身近なものとする事で、意識改革や行動、子どもたちの環境学習の機会として活用する。

<参考事例>

○太陽光発電設備などの設置ガイドライン

《埼玉県「太陽光発電設備の設置ガイドライン」(平成21年3月)》

- ・ 県有施設への太陽光発電設備設置の基本方針、設置の技術指針としてのガイドラインを策定。

[内容]

設置の基本方針、設置の技術的指針、構成機器の技術的指針、導入にあたって活用が期待される補助支援制度 など

《青森県「住宅用太陽光発電販売・施工ガイドライン」(平成23年3月)》

- ・ 住宅用太陽光発電システムのより一層の普及促進を図るために、取扱う事業者と設置者(市民)との間での契約トラブルを予防し、事業者が適切適法に施工事業を実施することを目的にガイドラインを策定。

[内容]

ガイドラインの基本的な考え方、関連法規・技術基準、地域特性による施工の留意点、販売に関する注意点、事業者の責務、契約時の留意点、施工工事の留意点、アフターサービスの留意点、積雪対策 など

○情報発信ツール

《景観よかとこマップ福岡》

- ・ 福岡市では、景観に優れた市内の建築物やまちなみ、ランドスケープやパブリックアートなどを紹介する「景観よかとこマップ福岡」を作成。



《景観よかとこマップ福岡》

出典:福岡市HP

方向性Ⅲ 産官学そして市民が参加し恩恵を享受する

<施策>

- ①市民の意識を高めるための効率的なエネルギー利用や、見える化・情報発信等の推進
- ②市民や企業が自発的に参加しやすいしくみづくり
- ③再生可能エネルギーなどを市民が安心して利用できる環境づくり

重点6 市民参加型再生可能エネルギー設置事業モデルの創設

(1) 自ら設置できない人も参加できる事業モデルの創設

✓ 市民ファイナンスなど市民・企業の参加を促す仕組みの検討・実施

ビジネスモデル	概要
A. 寄付タイプ	・「低炭素まちづくり」を目指すNPO等への運営資金等供与のための基金 ・不特定多数の個人からの小額寄付金と大企業からの同額の寄付金を期待する“マッチングギフト型”の基金
B. 貸付タイプ	・公共施設等への防災対応型エネルギーシステム導入を計画する社会福祉法人等への無利子又は低利での貸付
C. 債権購入タイプ	・市民参加型市場公募債の発行 ・特定目的会社(SPC)等による市民向け社債の発行
D. 出資タイプ	・省エネ、低炭素化に資する機器・システムを普及させるための市民からのファンドへの出資

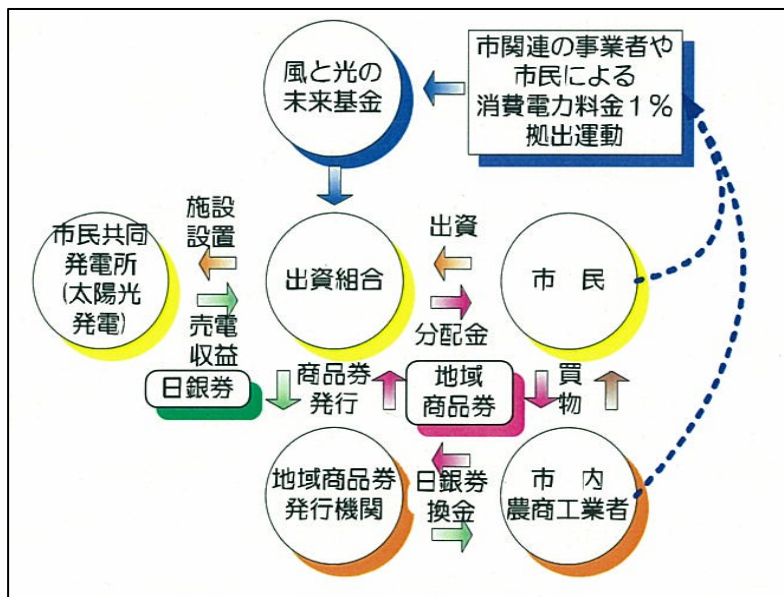
(2) 住民や地元企業の参加メリットの創出

✓ グリーン電力証書やエコアクションポイントなど、住民メリットを創出する仕組みの導入

<参考事例>

○市民共同発電 《東近江市》

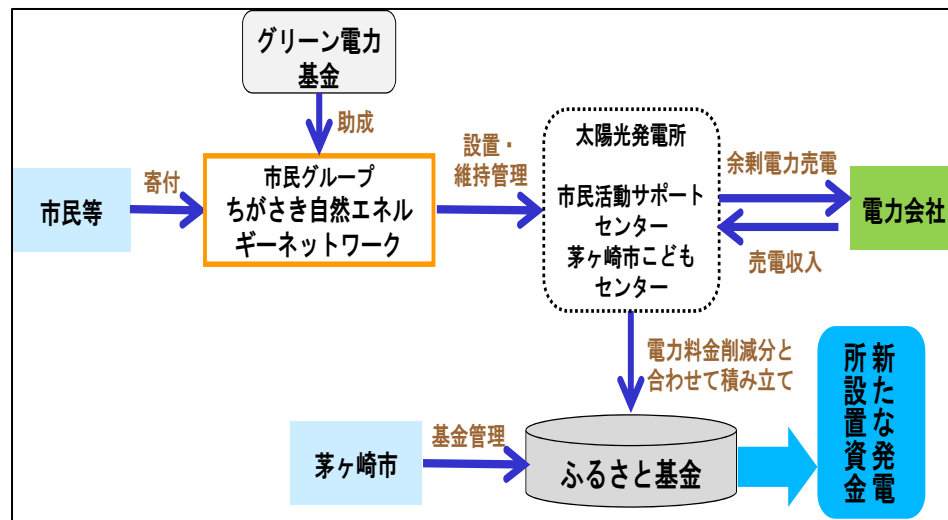
- ・平成15年4月に市民の共同出資により、太陽光発電(6kW)を設置。
- ・「地域商品券」と「基金」によるエコロジー&エコミーな地産地消の仕組みを構築。分配金を市内限定・期間限定の地域商品券とすることで、地域経済に寄与。
また、市民共同発電に係る事業者や市民を支えるための「風と光の未来基金」を設置。



《東近江モデルの概念図》 出典:東近江市資料

○市民ファンドによる事業への市民参加 《茅ヶ崎市民立太陽光発電所》へ寄付タイプ

- ・市民からの寄付を受け、市民グループが中心となって「市民立太陽光発電所」を2009年に設立。
- ・必要経費の大半は「グリーン電力基金」からの助成で賄い、不足分を市民・企業からの寄付で補う。寄付金は一口千円。
-1号機(7.7kW):寄付者220名、総額約80万円



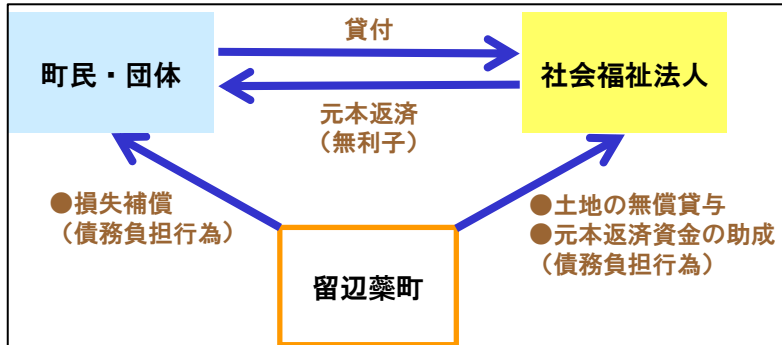
《茅ヶ崎市民立太陽光発電所のスキーム》

資料:ちがさき自然エネルギーネットワークHPより作成

<参考事例>

○市民ファンドによる事業への市民参加 《留辺蘂町(現北見市)知的障がい者更生施設》～貸付タイプ

- ・ 知的障がい者更生施設「るべしべ光星苑」が建設資金の一部を地元住民からの無利子長期借入で調達。
- ・ 町が損失補償を行い、同苑を運営する社会福祉法人が町民から10年間無利子で借入。
- ・ 町は10年間毎年750万円ずつを積立て、10年後に同法人に7500万円を助成。融資した人に返済。

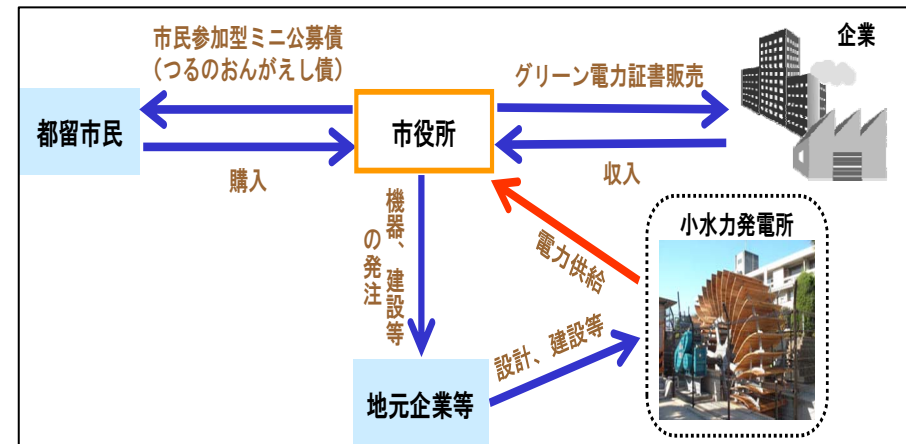


《留辺蘂町・知的障がい者更生施設のスキーム》

資料:北海道大学公共政策大学院『地域政策事例集』
PPPと市民ファイナンスより作成

○市民ファンドによる事業への市民参加 《都留市小水力市民発電所》～債権タイプ

- ・ 小水力市民発電所「元気くん1号(20kW)」の建設資金の一部を、市民公募債「つるのおんがえし債」で調達。
- ・ 発電に伴うCO2削減の環境価値を「グリーン電力証書」として販売し、その収益を水力発電のメンテナンス費などに充てている。



《都留市小水力発電所のスキーム》

資料:都留市HPなどから作成

方向性Ⅳ 国内そしてアジアの環境・エネルギーモデルとなる

<施策>

- ① 周辺自治体との連携
- ② 地元企業や団体・NPOなどとの連携及び関連産業の育成
- ③ 産学官民による連携体制づくりと国内やアジアへの情報発信
- ④ グリーンアジア国際戦略総合特区における「スマートコミュニティ創造事業」との連携

重点7 産学官民による連携体制づくりと国内・アジアへの情報発信

(1) 地元企業や団体・NPOなどとの連携強化

- ✓ 平成20年8月に設立した「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」を有効に活用し、産学官民の連携を強化

※会議参加団体(平成24年5月現在)

(株)岩田屋三越、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社、九州大学、九州電力(株)、九州旅客鉄道(株)、(株)九電工、コカ・コーラウエスト(株)、西部ガス(株)、(株)新出光、西南学院、都市再生機構九州支社、(株)西日本シティ銀行、(株)西日本新聞社、西日本鉄道(株)、(株)福岡銀行、福岡商工会議所、福岡大学、福岡地所(株) [18団体、50音順]

(2) 環境・エネルギー関連企業立地に向けたインセンティブ制度の検討

- ✓ 「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けたアイランドシティなどをターゲットに、関連企業の進出を重点的に推進するための施策を検討

(3) 「福岡スマートハウスコンソーシアム」との連携による国内・アジアに向けた情報発信

- ✓ 福岡スマートハウスコンソーシアムと連携し、スマートコミュニティの実証実験を推進するとともに、その成果を国内やアジアへ広くPRする